

第 52 回建築物環境衛生管理技術者試験における 新型コロナウイルス感染症等への対応について

1. 試験日当日の体調管理と体調不良時のお願い

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合、味覚障害・強い倦怠感のある場合、感染症陽性者との濃厚接触者と認定されている場合、新型コロナウイルス感染症に罹患の疑いがある方は、必要に応じてかかりつけの医師等に相談の上、受験の可否を判断してください。
- ② 試験当日の朝、自宅にて検温し発熱や風邪の症状がある場合、あるいは、会場に来られた後に咳を繰り返すなど一定の体調不良が見られる場合には受験をお断りいたします。あらかじめご了承ください。（これらを理由とした再試験の実施は予定しておりません。）

2. 入場時、検温へのご協力をお願い

- ① 試験当日、会場にて全ての受験者に検温を実施します。37.5 度以上の発熱が認められた場合には受験をお断りします。
- ② 午前 8 時より入場できます。検温による入場時の混乱を避けるため、試験開始前に余裕をもってご来場をお願いします。なお、検温の際、行列ができる場合には、距離間隔をとって整列してください。

3. 試験会場への入場、試験前後・休憩・昼食時等におけるお願い

- ① 会場内ではマスクを着用し、咳エチケットを遵守してください。また、石けんを使用した手洗い、手指の消毒等、感染症予防に努めて下さい。
- ② 試験の前後、休憩・昼食時における対面での会話や飲食等、受験者同士の接触を控えて下さい。
- ③ トイレの混雑時には、最低 1 メートルの間隔を保って順番を待って下さい。
- ④ 弁当くずなどのゴミは各自お持ち帰りください。特に、使用済みのマスク、使用済みの除菌シート等を会場内に廃棄しないようお願いします。

4. 試験室内における事項

- ① 出入口のドア、開放可能な窓等を定期に開放する予定です。換気に伴う室温の変化に対応できる着脱可能な衣服をご用意下さい。
- ② 試験時間中の写真照合の際、試験監督の指示に従いマスクを一時的に外して頂く場合がありますのでご協力をお願いします。
- ③ 試験開始後はマスクを外して構いません。試験監督員と会話が必要となる場合にはマスクを着用するようお願いします。

5. その他

- ① 感染症防止対策の徹底に関して、上記留意事項を守って頂けない場合や、試験会場にて試験監督員の指示に従って頂けない場合には、受験をお断りすることがあります。
- ② 感染防止の必要に応じて、氏名、緊急連絡先が保健所等の公的機関へ提供され得ることをあらかじめご了承ください。
- ③ 予定していた会場が使用出来なくなり、やむを得ず試験会場の変更が生じる場合があります。その際は、受験票を再度お送りいたします。（HP を定期的にご確認ください）
- ④ 今後、新型コロナウイルス感染症に罹患した、罹患が疑われる、基礎疾患があり新型コロナウイルス感染症に関連する健康上の特別な理由が存する、ことにより受験を辞退した方への受験手数料返還手続きの方法は、10 月上旬にセンターHP にて案内予定です。なお、申請には診断書等の証明書類の提出が必要となります。（この件に関して、電話による問合せにはお答えできません。）

今後、試験実施について変更がありましたら、（公財）日本建築衛生管理教育センターのホームページ（<https://www.jahmec.or.jp/>）の「NEWS」欄に掲載しますので、適宜、ご確認ください。